

下野市図書館基本計画

<平成 28 年度～32 年度>



石橋図書館



国分寺図書館



南河内図書館

平成 28 年 3 月
下野市教育委員会

目 次

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 図書館をめぐる法整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第Ⅱ章 下野市立図書館の現状と課題

- 1 子どもの読書環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 市立図書館の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 市立図書館の図書館評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 地域文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第Ⅲ章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第Ⅳ章 基本目標と基本施策の展開

- 1 施策体系 ※図書館基本計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 基本目標と基本施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 知識と情報の拠点としての図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 子どもの読書活動を推進する図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 利用しやすく役立つ図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 郷土の歴史と豊かな市民文化の拠点としての図書館・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 市民とともにある図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第Ⅴ章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ※下野市立図書館経営構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第Ⅵ章 資料編

1 計画策定の趣旨

下野市立図書館（以下「市立図書館」という。）では、「下野市子どもの読書活動推進計画」による子どもの読書環境の整備や図書館評価の導入による図書館サービスの向上、市民との協働による読書の啓発活動など時代の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、様々な取組を行ってきました。

本市の子ども・市民の読書活動を推進し、更に利用しやすく役立つ図書館を目指していくためには、これからの市立図書館の在り方を明確にし、中長期的視点での効率的な経営方針を検討していく必要があります。

こうしたことから、今後 5 年間の図書館経営の在り方とその実現に向けての取組や、方向性を明らかにするため図書館基本計画を策定します。

2 図書館をめぐる法整備等

ユネスコ公共図書館宣言（1994 年）では、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」と定義しています。これからの図書館には人々の学び、新たな文化の創造に寄与することが求められています。

現在、情報化の急激な進展や若者の活字離れなど、図書館を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした状況に的確に対応することが喫緊の課題となっています。

国は、子どもの読書環境整備を目指し、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、すべての国民が等しく文字・活字の恵みを楽しめる環境整備を求める「文字・活字文化振興法」が平成 17 年 7 月に制定され、市町村への公立図書館設置の努力義務、国及び地方公共団体への司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講じることなどが規定されました。

その後、平成 18 年 3 月に文部科学省が「これからの図書館像」として、住民の役に立つ地域の情報拠点としての図書館を目指すべきであるとした指針が示されました。

さらに、平成 18 年 12 月の教育基本法改正を受け、平成 19 年 6 月に学校教育法等教育関連三法、平成 20 年 6 月には社会教育法と図書館法が改正されました。図書館については、それまでの学校教育の支援に加え、家庭教育の向上に重点が置かれた内容となるとともに図書館運営に関する評価等が導入されています。

また、平成 24 年 12 月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の健全な発展を図るために、公立図書館運営の評価と改善及び運営状況に関する積極的な情報提供について新たに規定しています。

第Ⅱ章 下野市立図書館の現状と課題

1 子どもの読書環境

平成 26 年 3 月に策定した「下野市子どもの読書活動推進計画（第二次）」によると、下野市内の小中学生の 1 か月の読書量は前回調査（平成 19 年度）より増加しているものの、小学生は一次計画の目標値は達成できませんでした。

子どもの読書量を増やすためには、市立図書館と学校図書館とが相互に連携を図り、子どもの読書活動の推進に向けた環境づくりに努めることが重要です。

◇子どもの 1 か月の読書量の増加目標

<下野市子どもの読書活動推進計画（第二次）H26.3 より抜粋>

対 象	平成 19 年 調 査 値	一次計画の 目 標 値	平成 25 年 調 査 値	平成 24 年度 県調査値(参考)	二次計画の 目 標 値
小学生	6.8 冊	10.0 冊	8.0 冊	7.85 冊	12.0 冊
中学生	3.4 冊	4.0 冊	4.2 冊	3.73 冊	6.0 冊
高校生	—	3.0 冊	—	1.28 冊	3.0 冊（参考）

2 市立図書館の管理運営

本市では、平成 15 年 9 月施行の地方自治法改正による、指定管理者制度の創設を受け、平成 18 年度に「下野市指定管理者制度導入に関する基本方針」が定められました。

また、平成 21 年度には、第 2 次行政改革大綱実施計画が策定され、可能な限り民間委託や指定管理者制度を導入し、民間の優れた能力を活用しながら、住民サービスの向上を図ることとなりました。

この計画に基づき、平成 23 年度には「今後の下野市立図書館の管理運営のあり方について」を図書館協議会へ諮問し、その答申内容を踏まえ、平成 25 年度から市直営の南河内図書館（以下「直営館」という。）と指定管理者が管理運営する石橋・国分寺図書館（以下「指定管理館」という。）の経営体制で業務を開始しました。

直営館においては、図書館の基本的方針、事業計画の企画立案、総合的な蔵書管理などの基幹的業務のほか、図書の管理、カウンター業務、レファレンスサービス等の定型的業務を行い、幹事館として指定管理者の指導監督を行っています。

指定管理館では、定型的業務のほか、民間ならではの多彩なサービス提供を行い、図書館利用者増に貢献しています。

<開館時間>

9：00～19：00

※指定管理者制度導入時（H25年度）から、3館とも開館時間を朝30分、夕方1時間延長

<休館日>

	内 容
南河内	月曜日 祝日 年末年始（12/29～1/3） 特別整理期間（概ね10日間）
石 橋	金曜日（祝日の場合は開館） 年末年始（12/30～1/3） 特別整理期間（概ね5日間）
国分寺	月曜日（祝日の場合は開館） 年末年始（12/30～1/3） 特別整理期間（概ね5日間）

<利用者状況>

単位：人

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
南河内	18,911	18,745	19,591	21,522	19,664	18,973
石 橋	28,960	28,608	28,922	29,827	32,835	32,800
国分寺	24,751	23,864	23,841	23,379	30,830	32,097

<開館日数>

単位：日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
南河内	279	281	280	281	280	278
石 橋	278	280	282	279	305	304
国分寺	282	283	281	279	311	307

<年間貸出冊数>

単位：冊

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
南河内	96,585	97,440	105,560	112,878	104,986	107,974
石 橋	107,787	110,725	117,067	126,681	131,706	136,311
国分寺	104,608	100,384	104,158	102,322	125,396	130,446

3 市立図書館の図書館評価

図書館法の改正により、平成27年度から県内各図書館に先駆け、平成26年度事業を対象に各館長による内部評価と市民の代表である図書館協議会による外部評価を行い、今後の図書館運営の改善等に繋げ更なる向上を図ることとしました。

外部評価の総評では、「直営館の統括・指導のもと、指定管理館が各分野において、概ね適正な運営がなされている。」と評価され、平成25年度に導入した指定管理者制度が一定の成果を収めています。

しかし、内部評価と外部評価に開きがあるなど、評価項目・評価基準の見直し等も含め、評価者の共通理解のもと適正な評価に努めていく必要があります。

◇図書館評価

<平成27年度 下野市図書館評価報告書より抜粋>

館名	内部評価		外部評価		総合評価	
	点数	評価	点数	評価	総合点数	総合評価
南河内図書館	95.00/100点	A	76.25/100点	B	85.625/100点	A
石橋図書館	98.00/100点	A	74.25/100点	B	86.125/100点	A
国分寺図書館	98.75/100点	A	75.00/100点	B	86.875/100点	A

参考：A評価…優れている（80点以上） B評価…おおむね適正（60点以上）
C評価…改善が必要（40点以上） D評価…相当な改善が必要（40点未満）

◇図書館評価総評

<平成27年度 下野市図書館評価報告書より抜粋>

1. 各図書館とも内部評価は、目標水準を超える成果をあげることができたと評価しているが、図書館協議会の外部評価は、各分野において概ね適正な運営がされていると評価する。
2. 直営館の統括・指導のもと、指定管理館2館が各分野において、概ね適正な運営がなされている。
3. 運営形態が異なる中でそれぞれの特徴を生かしながら、直営館を中心にそれぞれの図書館で特色あるサービスが行われ、一定の成果を上げることができた。
4. 今回の外部評価は初めての試みだったが、外部評価者として図書館評価を実施することは、図書館の置かれている現状を知るとともに図書館活動に対する理解を深め、今後求めるべき図書館の姿を提起するためにも大変有益なものであった。

4 地域文化活動

(1) 歴史のまちづくりの実現

本市では、国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」をはじめとする多くの文化遺産を活かした歴史のまちづくりを推進しています。

このようなことから、国指定史跡等の文化財に関する蔵書や地域の記録・記憶を財産として次世代に伝えるために様々な資料を網羅的に収集し、市内外からの要望に対応できるよう、歴史のまちづくりの推進を支援していく必要があります。

(2) 協働のまちづくりの実現

本市では、市民が主役の協働のまちづくりの実現を目指し、平成26年4月の自治基本条例の制定をはじめ、様々な取組を行っています。

また、市立図書館では、図書館や各小学校等で活動する読み聞かせや音訳・点訳等を行う図書館ボランティアと協働して、市民の読書啓発活動を行っています。

今後も、まちづくりに関わる市民への情報提供など、様々な支援を行っていく必要があります。

1 基本理念

下野市立図書館の現状と課題を踏まえて、本計画における基本理念を以下のように設定しました。

「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指して」

人が生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、社会の変化や自身のライフステージに応じた学習活動を行っていく必要があります。特に将来を担う子どもたちの感性や豊かな心の育成の支援は欠かすことができません。

市立図書館では、子ども・市民の読書活動及び学習活動の支援をとおして、豊かな心の育成を支援し、地域文化の向上に貢献していきます。

2 基本目標

基本理念の「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指して」を具現化する5つの基本目標とさらにそれを実現するための基本施策を設定します。

(1) 知識と情報の拠点としての図書館

〈基本施策〉

- ① 市民の要望に応えることができる多様な蔵書の充実
- ② ※ICT等の活用による情報提供の充実
- ③ サービスの提供の向上

※ICTとはInformation and communication technologyの略
ネットワークを利用した多様なコミュニケーションツールの活用のこと

(2) 子どもの読書活動を推進する図書館

〈基本施策〉

- ① 学校との連携による子ども読書活動の充実
- ② 家庭での読書活動の支援
- ③ 子どもの読書活動推進のための読書環境等の充実

(3) 利用しやすく役立つ図書館

〈基本施策〉

- ① 柔軟な運営体制の構築
- ② 利用者の課題解決に役立つ※レファレンスサービス機能の充実

- ③ 利用者の要望に応じたサービスの充実
- ④ 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供

※レファレンスサービス（参考業務）とは、図書館員が調べもの・探しものをサポートすること

（４）郷土の歴史と豊かな市民文化の拠点としての図書館
〈基本施策〉

- ① 地域情報の収集、保存、提供
- ② 歴史館・資料館等と連携した講座の実施
- ③ 郷土資料の積極的な収集、保存、提供

（５）市民とともにある図書館
〈基本施策〉

- ① 生涯学習の機会や交流の場の提供
- ② 市民との協働を推進し、市民とともにある図書館づくりの実現
- ③ 公民館との連携による利用者促進と生涯学習活動の充実
- ④ 利用者への接遇の向上

3 計画の位置づけと期間

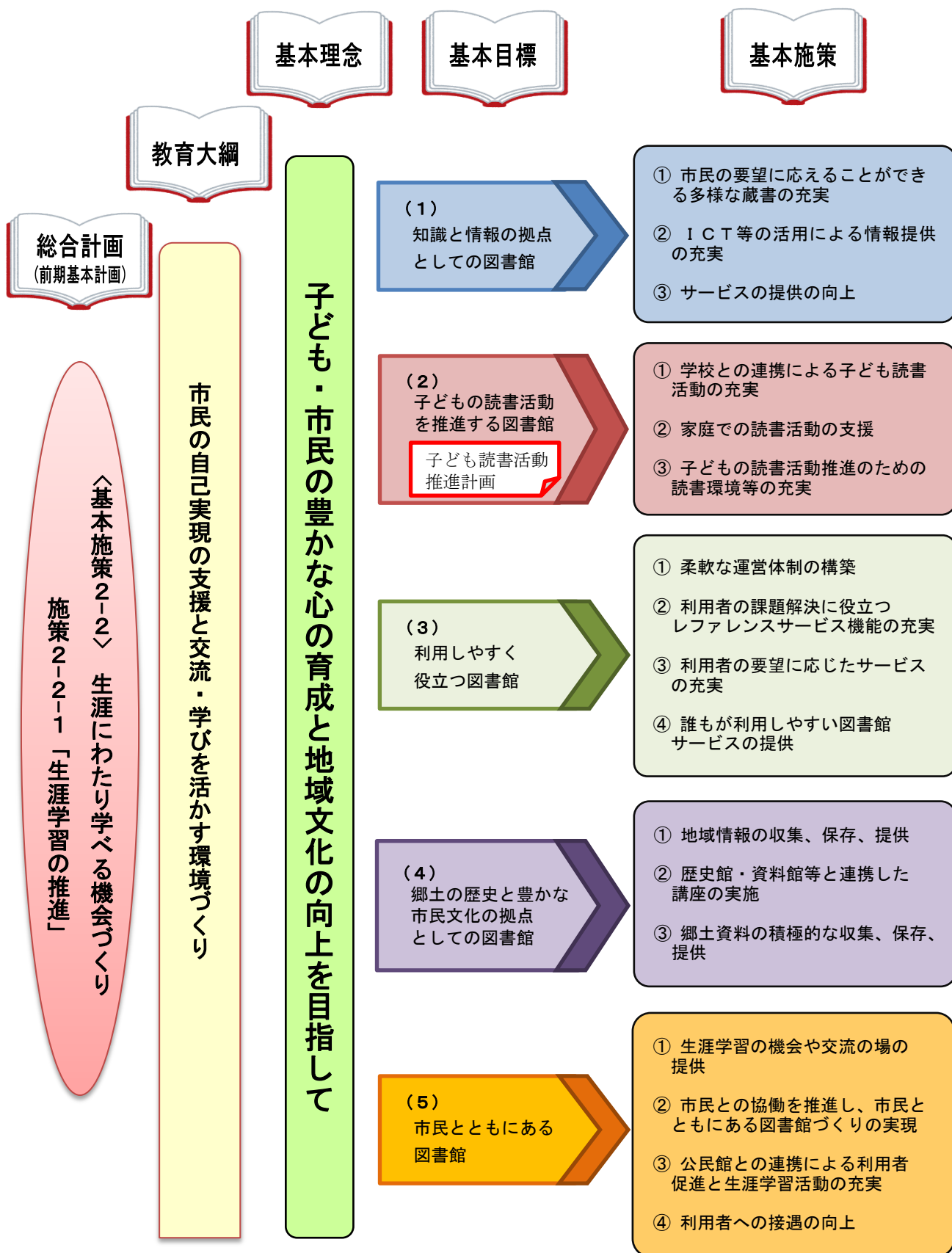
本計画は教育基本法、社会教育法及び図書館法の趣旨を踏まえ、「第二次下野市総合計画前期基本計画」及び「下野市教育大綱」の「市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり」の実現に必要な図書館経営について個別計画として策定するものです。

期間は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第二次下野市総合計画（前期基本計画）				
下野市教育大綱				
下野市教育振興計画				
下野市生涯学習推進計画（第二次）				
下野市図書館基本計画				
下野市子どもの読書活動推進計画（第二次） （期間：平成 26 年度～平成 30 年度）				

1 施策体系

図書館基本計画体系図



2 基本目標と基本施策の推進

(1) 知識と情報の拠点としての図書館

◎現状と課題

現在、図書館を取り巻く状況は、電子書籍や音楽配信サービスの普及など情報化の急激な進展により、大きく変化しています。

市立図書館は、市民にとって最も身近な社会教育施設となりました。市民が必要とする情報はますます高度化・複雑化しており、子どもから高齢者まで多くの人々が新たな知識や情報を学習・習得し、自らの能力を高めようとしています。

多様化したニーズや課題に対し、図書館が知識と情報の拠点として有効に機能するためには、幅広い資料の充実、市外の図書館との相互協力関係などが求められています。

【基本施策】

① 市民の要望に応えることができる多様な蔵書の充実

- ア) 市立図書館資料のバランスを考慮し、市民に役立つ資料の充実を図ります
- イ) 参考資料を含む幅広い資料収集と、長期にわたる資料保存を行います
- ウ) 市民の要望にかなう図書を収集するため、市民ニーズの把握を行います

② ICT等の活用による情報提供の充実

- ア) ホームページを活用して、図書館の利用案内、行事などの情報を発信します
- イ) インターネットを使った資料の予約を行い、利便性を確保しながら資料の回転率の向上を図ります
- ウ) パスワード登録により、利用者がインターネットから資料予約、貸出・予約情報照会等が行えることの周知を図ります

③ サービスの提供の向上

- ア) 利用者用パソコンを活用し、インターネットによる調べ物の支援を推進します
- イ) テープ録音に代わる※DAISY（デイジー）図書やパソコンの活用など、新しい技術・機器等を取り入れ、より容易で効率的に資料・情報を利用できるようにします
- ウ) 音訳ボランティアの協力により市政情報の録音版を作成し、誰でも利用できる環境づくりを継続します

※DAISYとは Digital Accessible information systemの略
DAISY（デイジー）図書とは、録音された音声による図書のこと

【成果指標】

	指 標	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明等
1	人口一人当たりの蔵書冊数	5. 2冊	5. 5冊	・市民のニーズに応える図書館の実現度を示す指標 ・市民の資料選択を広げる視点から増加目標を設定
2	人口一人当たりの貸出冊数	6. 2冊	7冊	・市民が求める資料に対して、図書館がどの程度応えているかを測る指標 ・図書館サービスの充実度により増加目標を設定

(2) 子どもの読書活動を推進する図書館

◎現状と課題

現代社会において若者の活字離れが進んでいます。その打開のためには、幼児期や学童期の読書活動を推進することが必要と思われます。これまで、市立図書館では、小学校への団体貸出や調べ学習支援、おはなしボランティアによる読み聞かせ事業などを実施してきました。

今後さらに子どもが様々な場所で本に親しむことができるようにするためには、地域全体で読書活動を推進することが必要です。

【基本施策】

① 学校との連携による子ども読書活動の充実

- ア) 学校図書館支援のために、定期的な訪問を行います
- イ) 小学校への団体貸出により、身近に本のある環境を作ります
- ウ) 図書館ボランティアによる小学校での読み聞かせの開催など、読書普及活動の充実を図ります
- エ) 学校図書館担当職員等と連携し、子どもの読書推進のための研修会や意見交換会の充実を図ります
- オ) 図書館システムのネットワーク化を検討し、学校図書館のレファレンスサービス網の構築を図ります

② 家庭での読書活動の支援

- ア) おはなし会の開催など、親子で読書を楽しむきっかけづくりを行います
- イ) 保護者を対象に子どもの読書活動を推進する講演会等を実施します
- ウ) 家庭での読書活動を支援するため、保育園等を通して図書館情報の周知を図ります

③ 子どもの読書活動推進のための読書環境等の充実

- ア) 『子どもの読書活動推進計画』に基づき、資料の充実を図ります
- イ) 小・中学生の司書体験を通して、図書館への関心を深めていきます
- ウ) 子ども向けの講座や読書案内等の充実を図ります

【成果指標】

	指 標	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明等
1	児童書の貸出冊数	142,283 冊	150,000 冊	<ul style="list-style-type: none"> ・児童書の図書館利用がどの程度促進されたかを測るための指標 ・子どもの読書環境の整備により増加目標を設定
2	市内各小学校への団体貸出冊数	23,790 冊	30,000 冊	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への図書の出借や調べ学習への協力など、学校支援の充実を図るための指標 ・団体貸出の充実度により増加目標を設定



(3) 利用しやすく役立つ図書館

◎現状と課題

本市では、平成25年度から直営館と指定管理館による図書館運営を行い、開館日や開館時間を増やすなどのサービスの充実に努めてきました。また、平成27年度には図書館運営への市民参画を促進するために図書館協議会等による図書館評価を実施し、運営の改善を行ってきました。

今後も、さらにサービスを充実させていくためには、利用しやすい環境づくりとレファレンスサービスの向上が求められています。

【基本施策】

① 柔軟な運営体制の構築

- ア) 行政主導の基幹的業務となる経営部門と、指定管理者制度の活用による柔軟なサービス体制の充実に努めます
- イ) 図書館評価による運営の更なる改善を図ります
- ウ) 雑誌スポンサー制度など、民間企業の図書館活動への参加を促進します

② 利用者の課題解決に役立つレファレンスサービス機能の充実

- ア) 市と他の行政機関との連携によるレファレンスサービス等、適切な資料提供を行います
- イ) 蔵書の充実に努めるとともに、インターネットを活用したレファレンスサービス網の構築を図ります
- ウ) 県内図書館との相互貸借により、リクエストに応えます

③ 利用者の要望に応じたサービスの充実

- ア) 本と気軽に親しめる図書館サービスの充実に努めます
- イ) おすすめ本の展示コーナーなど所蔵資料の活用を行います
- ウ) 18歳までの年代別おすすめ図書ガイドを作成し、発行します
- エ) 図書館不要本のリサイクルフェアを開催し、資料の有効活用を図ります

④ 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供

- ア) 乳幼児・児童サービスを充実します
- イ) 高齢者サービスを充実します
- ウ) 障がいを持っている方へのサービスを充実します
- エ) 外国人の方へのサービスを充実します
- オ) 市民の要望に応じた幅広いサービスを充実します

【成果指標】

	指 標	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明等
1	レファレンス受付件数	5,929 件	6,600 件	<ul style="list-style-type: none">・レファレンスサービスの利用により市民に役立つ図書館となっているかを判断する指標・レファレンス事例の公開や、図書館サービスの充実等により増加目標を設定

(4) 郷土の歴史と豊かな市民文化の拠点としての図書館

◎現状と課題

本市には、国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」など、貴重な文化財があります。歴史に関する郷土・行政資料は市民の大切な財産です。

図書館は、地域の記録や記憶を財産として、次世代に伝える役割を担っています。本市に関する資料を網羅的に収集し、適切な整理・保存を行い、市内外からの要望に対応できるよう整備する必要があります。

【基本施策】

① 地域情報の収集、保存、提供

- ア) 市広報誌など地域情報の収集・保存、提供をします
- イ) 市議会の議事録や市の予算書・決算書など行政資料を保存します

② 歴史館・資料館等と連携した講座の実施

- ア) 歴史館・資料館等と連携した各種講座を実施します

③ 郷土資料の積極的な収集、保存、提供

- ア) 郷土資料の収集・提供を図り、地域学習活動の支援をします
- イ) 地域刊行資料、地域ゆかりの関係資料を積極的に収集し、保存・提供します



甲塚古墳から出土された「機織形埴輪」
CGによる彩色復元



こまろとべにまる

【成果指標】

	指 標	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明等
1	郷土資料の 所蔵数	6,448冊	7,000冊	・貴重な郷土・行政資料の保存はもちろん、次世代に継承するために、本市に関する資料の収集が十分に行われているかを判断する指標 ・関連機関との連携や市民の協力等により増加目標を設定

(5) 市民とともにある図書館

◎現状と課題

市立図書館では、小中学校の作品展示や図書館ボランティアグループ、読書会への会場提供等、生涯学習の機会や活動、交流の場の提供を行っていますが、各図書館での活動は個々のもので、それぞれの交流がこれからの課題となっています。

また、現在公民館との連携による講座等を開催していますが、市民協働の観点からみると、さらに充実させる必要があります。

今後は、生涯学習の機会や活動、交流の場の提供を充実させ、学習の成果の発表や、図書館ボランティア活動として社会参加できるきっかけづくりが必要となります。また、誰もが気軽に立ち寄れる図書館を目指します。

【基本施策】

① 生涯学習の機会や交流の場の提供

- ア) 図書館ボランティアに関する交流会や講座を開催します
- イ) レファレンス室の資料を充実し、市民の学習活動を支援します
- ウ) 市民の交流の場・発表の場として開かれた図書館づくりを行います

② 市民との協働を推進し、市民とともにある図書館づくりの実現

- ア) 図書館ボランティアの養成と支援を行います
- イ) 市民との協働による図書館事業の充実を図ります

③ 公民館との連携による利用者促進と生涯学習活動の充実

- ア) 公民館と相互協力し、図書館ボランティアとの協働による各種講座を開催します
- イ) 公民館における図書の貸出・返却の研究をします

④ 利用者への接遇の向上

- ア) 図書館業務マニュアルによる接遇研修の充実と人材育成を図ります

【成果指標】

	指 標	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明等
1	講座・講演会等の事業参加者数	5,220 人	6,000 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座・講演会等の参加者数により、市民の生涯学習にどの程度貢献しているかを測る指標 ・ 市民との共催による講座・講演会の実施等により増加目標を設定
2	図書館ボランティア活動人数	122 人	150 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館ボランティアの養成・支援により、市民との協働による図書館づくりが行われているかを測る指標 ・ 図書館ボランティアとの協力等により増加目標を設定



朗読ボランティア体験講座（南河内）



音訳ボランティア体験講座（南河内）



わらべうたの力（石橋）



ちいさなおはなし会とわらべうたの講座（石橋）



読み聞かせボランティア養成講座（国分寺）



紙芝居講座（国分寺）

1 計画の推進体制

図書館経営については、第2次行政改革大綱実施計画に基づき進められてきた指定管理は、開館日数を増やし、民間ならではの多彩なサービス提供を行い、図書館利用者の増加が図られる等、一定の成果が収められたことから、3館に指定管理者制度を導入することが望ましいと考えられます。一方、中長期的視点に立った社会教育施設としての図書館経営の観点からは、図書館協議会が指摘するように、直営部門の存在は欠かすことができないものと考えられます。

こうしたことから、現行の業務の見直しを行い、図書館経営の基幹にかかわる部分を、市直営部門が担い、図書の貸出等の定型的な図書館業務は指定管理者が担う方式が望ましいと考えられます。

本計画では、3館を指定管理館とし、従来からの幹事館で利用者数の多い石橋図書館を統括館と位置づけ、市が経営にかかる基幹的業務を行い、定型的な図書館業務を指定管理者が実施します。

また、南河内・国分寺図書館は、地域館として指定管理者が運営する方法を構築します。

(※次頁参照 ⇒)

こうすることで、サービスの向上と運営の効率化、中長期的視点に立った社会教育施設としての安定した図書館経営を両立できるものと考えられます。

2 計画の進捗管理

本計画を推進していくためには、5つの基本目標ごとの基本施策を定期的に把握・検討していく必要があります。

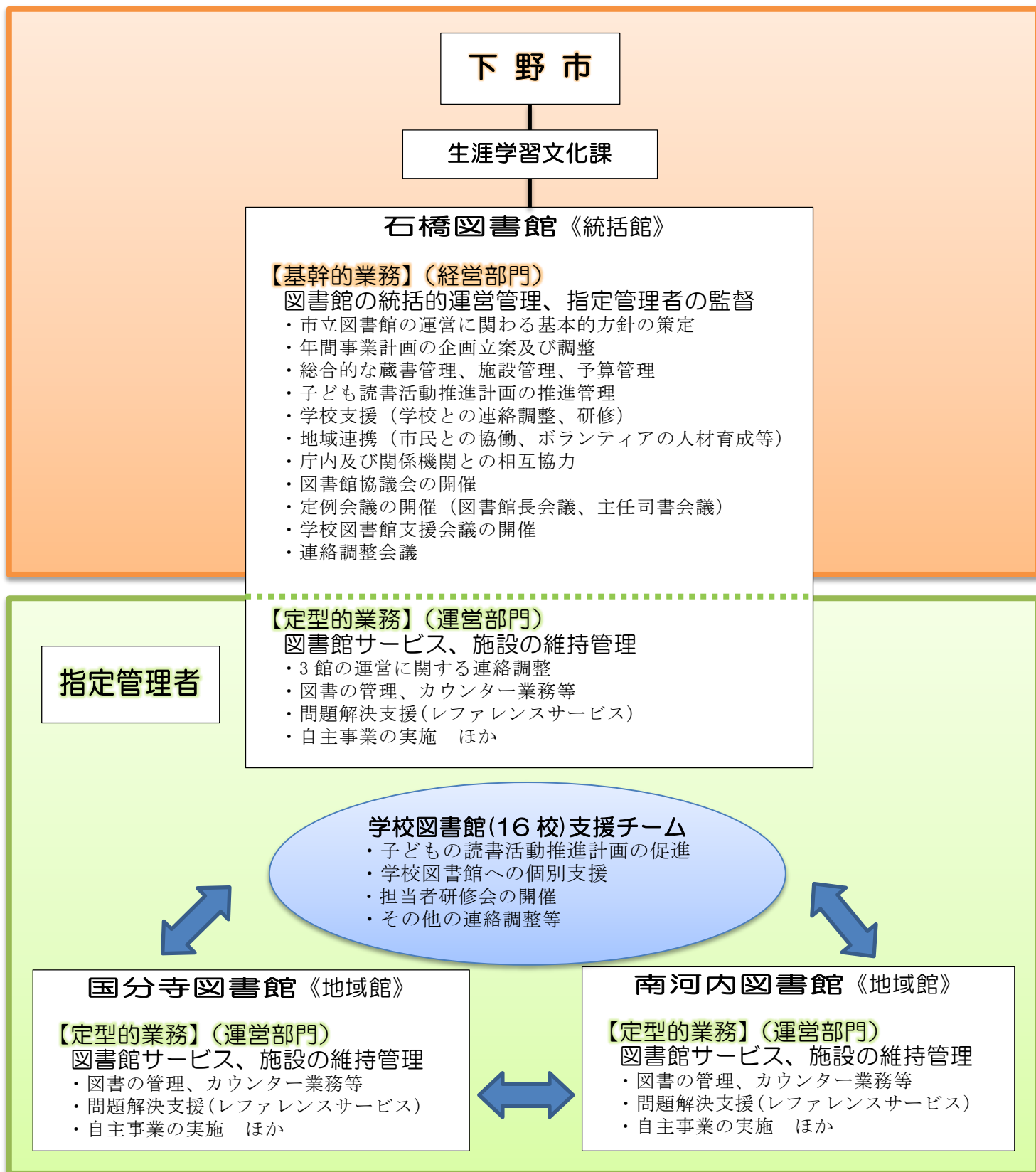
このため、毎年度、図書館利用者アンケートを行い、市民の要望や満足度を継続的に把握するとともに、図書館協議会等による図書館評価を基に計画の進捗を管理していきます。

なお、「下野市子ども読書活動推進計画（第二次）」の計画改定時（平成30年度）に併せて、本計画の進捗状況の確認も行い、必要に応じて計画の見直しや修正を行います。

下野市立図書館経営構想

基本理念

「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指して」



第VI章 資料編



- ◆平成 26 年度「下野市の図書館評価報告書」より抜粋
- ◆下野市立図書館設置条例
- ◆下野市立図書館運営規則
- ◆下野市立図書館資料取扱規則
- ◆下野市立図書館資料取扱要領
- ◆公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）
- ◆ユネスコ公共図書館宣言



<平成 26 年度「下野市の図書館評価報告書」より抜粋>

○図書館評価の対象と評価方法について

下野市立図書館設置条例に規定されるすべての図書館の運営及びサービス全般を対象とし、各図書館長による内部評価と市民の代表者である図書館協議会による外部評価を実施いたしました。今回の評価結果に基づく課題の改善点などを所見としてまとめ、翌年度以降の事業に反映することといたしました。

評価方法については、5つの大項目と16の中項目に分類したうえで、36の小項目を定め、「中期的計画」・「単年度目標」を評価指標とし次の評価基準で評価いたしました。

小項目

評 価	評価内容及び基準
A=100%	計画通り事業を実施し、目標水準を超える成果がある。
B=75%	計画通り事業を実施し、目標水準を満たしている。
C=50%	計画通り事業を実施し、目標水準を満たしているが、一部に課題がある。
D=0%	計画した事業、目標水準を満たしておらず、改善が必要である。

中項目・大項目評価（各評価の配点に乗じて採点）

評 価	評価内容及び基準
A	当該分野について、優れている。 (評価点の小計が配点の80%以上)
B	当該分野について、概ね適正である。 (評価点の小計が配点の60%以上)
C	当該分野について、改善が必要である。 (評価点の小計が配点の40%以上)
D	当該分野について、相当な改善が必要である。 (評価点の小計が配点の40%未満)

総合評価（内部評価と外部評価の合計点の平均値）

評 価	評価内容及び基準
A	当該分野について、優れている。(平均値の合計80点以上)
B	当該分野について、概ね適正である。(平均値の合計60点以上)
C	当該分野について、改善が必要である。(平均値の合計40点以上)
D	当該分野について、相当な改善が必要である。 (平均値の合計40点未満)

○内部評価集計

大項目	中項目	小項目	南河内			石橋			国分寺						
			評価	点数	合計	評価	点数	合計	評価	点数	合計				
I 目指すか 図書館 率 的 な 運 営 を	1. 市立図書館のはたすべき 役割と理念に基づく図書館 運営	1. 運営規則に基づいた業務の実施	A	2	18.25	A	2	19.5	A	2	19.5				
		2. 「図書館の自由に関する宣言」に 則した運営	A	2		A	2		A	2					
		3. 計画的な図書館施設整備の 検討・運営	A	2		A	2		B	1.5					
	2. 市民ニーズや時代に適した 図書館運営	1. アンケートの実施	B	2.25	/20点 評価 A	A	3	/20点 評価 A	A	3	/20点 評価 A				
		2. 経費節減への取組 (ア)独自財源の確保	C	1		B	1.5		A	2					
		(イ)ランニングコストほか	A	2		A	2		A	2					
	3. 図書館員としてふさわしい 人材の配置と育成	1. 職員の構成	A	2		A	2		A	2					
		2. 人材育成	A	2		A	2		A	2					
	II 社会 教育 施設 と し て の 図 書 館	1. 市民に親しまれる図書館	1. 利用者の拡大	A	3	34 /36点 評価 A	A	3	36 /36点 評価 A	A	3	36 /36点 評価 A			
			2. 職員の市民対応	A	3		A	3		A	3				
2. 市民にとって魅力的な 資料の収集		1. 資料の収集	A	3			A	3			A		3		
		2. 雑誌・新聞の収集	A	2			A	2			A		2		
3. 市民の要望に応じた 資料提供		1. 資料貸出サービス	B	3			A	4			A		4		
		2. リクエストサービス	B	3			A	4			A		4		
		3. 延滞資料への対応	A	4			A	4			A		4		
4. 市民が求める情報の提供		1. レファレンス・サービスの利用促 進	A	3			A	3			A		3		
		2. レファレンス資料とツールの充実	A	2			A	2			A		2		
		3. 利用者支援(図書館入門講座)	A	2			A	2			A		2		
5. 生涯学習の支援		1. 図書館を拠点とした市民活動の 支援	A	3			A	3			A		3		
		2. 講座・講演会による学習の提供	A	3			A	3			A		3		
III 誰 も が 利 用 で き る 図 書 館		1. 子どもの読書環境の整備 支援	1. 「下野市子どもの読書活動推進 計画(第二次)」	A	2		15.5 /16点 評価 A	A		2	15.25 /16点 評価 A		A	2	16 /16点 評価 A
			2. おはなし会	B	1.5			A		2			A	2	
			3. 「みんなで読もう、子どもの本」	A	2			A		2			A	2	
	2. 学校・学校図書館との連携	1. 学校図書館支援	A	2		A		2		A		2			
		2. 職場体験	A	2		A		2		A		2			
	3. 高齢者や障がい者の 利用促進	1. 高齢者サービス	A	3		A		3		A		3			
		2. 障がい者サービス	A	3		B		2.25		A		3			
IV 図 に 市 民 と と も	1. 図書館に対する参画の 推進	1. 図書館協議会への諮問	A	3	13 /13点 評価 A	A	3	13 /13点 評価 A	A	3	13 /13点 評価 A				
		2. 市民との協働事業の企画・運営	A	4		A	4		A	4					
	2. 読書活動に関わる市民に 対する支援	1. 地域団体等への読書支援	A	3			A		3			A	3		
		2. ボランティアへの援助・育成	A	3			A		3			A	3		
V を 果 た し た 図 書 館 能 て	1. 図書館のPR	1. 図書館サービスの市民へのPR	B	2.25	14.25 /15点 評価 A	A	3	14.25 /15点 評価 A	A	3	14.25 /15点 評価 A				
		2. 図書館サービスの行政内部への PR	A	3		B	2.25		A	3					
	2. 快適で、居心地の良い 施設環境	1. 危機管理・リスクマネジメント	A	3			A		3			A	3		
		2. 快適で、居心地の良い施設環境	A	3			A		3			B	2.25		
	3. 市民にとって使いやすい 施設	1. 開館日・開館時間等の改善	A	3			A		3			A	3		
	平成26年度 内部評価 合計点数 評価			95.00 A			98.00 A			98.75 A					

○外部評価集計

大項目	中項目	小項目	南河内			石橋			国分寺						
			評価	点数	合計	評価	点数	合計	評価	点数	合計				
I 目指すか 図 書 館 的 な 運 営 を	1. 市立図書館のはたすべき 役割と理念に基づく図書館 運営	1. 運営規則に基づいた業務の実施	B	1.5	14.5	B	1.5	15	B	1.5	15				
		2. 「図書館の自由に関する宣言」に 則した運営	B	1.5		B	1.5		B	1.5					
		3. 計画的な図書館施設整備の 検討・運営	B	1.5		B	1.5		B	1.5					
	2. 市民ニーズや時代に適した 図書館運営	1. アンケートの実施	B	2.25	/20点	B	2.25	/20点	B	2.25	/20点				
		2. 経費節減への取組 (ア)独自財源の確保	C	1		B	1.5		B	1.5					
		(イ)ランニングコストほか	B	1.5		B	1.5		B	1.5					
	3. 図書館員としてふさわしい 人材の配置と育成	1. 職員の構成	B	1.5	評価 B	B	1.5	評価 B	B	1.5	評価 B				
		2. 人材育成	B	1.5		B	1.5		B	1.5					
	II 社 会 教 育 施 設 と し て の 図 書 館	1. 市民に親しまれる図書館	1. 利用者の拡大	B	2.25	28.75	B	2.25	27	B	2.25	27			
2. 職員の市民対応			B	2.25	B		2.25	B		2.25					
2. 市民にとって魅力的な 資料の収集		1. 資料の収集	B	2.25	/36点		B	2.25		/36点	B		2.25	/36点	
		2. 雑誌・新聞の収集	B	1.5			B	1.5			B		1.5		
3. 市民の要望に応じた 資料提供		1. 資料貸出サービス	B	3	評価 B		B	3		評価 B	B		3	評価 B	
		2. リクエストサービス	B	3			B	3			B		3		
		3. 延滞資料への対応	A	4			B	3			B		3		
4. 市民が求める情報の提供		1. レファレンス・サービスの利用促 進	A	3	評価 B		B	2.25		評価 B	B		2.25	評価 B	
		2. レファレンス資料とツールの充実	B	1.5			B	1.5			B		1.5		
		3. 利用者支援(図書館入門講座)	B	1.5			B	1.5			B		1.5		
5. 生涯学習の支援		1. 図書館を拠点とした市民活動の 支援	B	2.25	評価 B		B	2.25		評価 B	B		2.25	評価 B	
		2. 講座・講演会による学習の提供	B	2.25			B	2.25			B		2.25		
III 誰 も が 利 用 で き る 図 書 館		1. 子どもの読書環境の整備 支援	1. 「下野市子どもの読書活動推進 計画(第二次)」	B	1.5		12	B		1.5	12		B	1.5	12
			2. おはなし会	B	1.5			B		1.5			B	1.5	
			3. 「みんなで読もう、子どもの本」	B	1.5			B		1.5			B	1.5	
	2. 学校・学校図書館との連携	1. 学校図書館支援	B	1.5	/16点	B	1.5	/16点	B	1.5	/16点				
		2. 職場体験	B	1.5		B	1.5		B	1.5					
	3. 高齢者や障がい者の 利用促進	1. 高齢者サービス	B	2.25	評価 B	B	2.25	評価 B	B	2.25	評価 B				
		2. 障がい者サービス	B	2.25		B	2.25		B	2.25					
	IV 図 に 市 民 歩 む と と も	1. 図書館に対する参画の 推進	1. 図書館協議会への諮問	B	2.25	10.5	B	2.25	9.75	B	2.25	9.75			
2. 市民との協働事業の企画・運営			B	3	B		3	B		3					
2. 読書活動に関わる市民に 対する支援		1. 地域団体等への読書支援	B	2.25	/13点	B	2.25	/13点	B	2.25	/13点				
		2. ボランティアへの援助・育成	A	3		B	2.25		B	2.25					
V を 果 公 有 た 共 施 す た す べ き 図 書 機 能 館 能 て	1. 図書館のPR	1. 図書館サービスの市民へのPR	C	1.5	10.5	B	2.25	10.5	B	2.25	11.25				
		2. 図書館サービスの行政内部への PR	B	2.25		C	1.5		B	2.25					
	2. 快適で、居心地の良い 施設環境	1. 危機管理・リスクマネジメント	B	2.25	/15点	B	2.25	/15点	B	2.25	/15点				
		2. 快適で、居心地の良い施設環境	B	2.25		B	2.25		B	2.25					
	3. 市民にとって使いやすい 施設	1. 開館日・開館時間等の改善	B	2.25	評価 B	B	2.25	評価 B	B	2.25	評価 B				
平成26年度 外部評価 合計 点数			76.25			74.25			75.00						
合計 評価			B			B			B						

○図書館協議会委員による意見

(1) 南河内図書館

- ・アンケートを実施し、市民ニーズを把握することはよい。毎年実施、把握したニーズを図書館運営に反映してほしい。
- ・各講座とタイアップしての資料の提供はよいことだと考える。ますますの充実を望む。
- ・おはなし会は、楽しく根気強く進めることが定着への一步。PRも忘れずに実施してほしい。
- ・資料貸出の増大は、各図書館の蔵書構成により異なると考えるが、リクエストや予約サービスのPRとカウンターでの直接の声掛けなど努めてほしい。
- ・庁舎解体工事に伴う騒音・駐車場の問題等条件が悪い中での努力は評価するが、結果が出せないのは残念である。
- ・変動的な図書館運営をしているが、2階行政への来館者も図書館利用者となるよう工夫してほしい。
- ・大人の利用者へのサービスの拡大にも取り組んでほしい。
- ・新聞雑誌の閲覧コーナーが分かりづらい。
- ・「図書館の自由に関する宣言」に対する職員の周知や理解を深めるための研修が必要である。利用者の目に付くところに掲示することはよい。
- ・「雑誌スポンサー制度」のPRの強化を期待する。
- ・館内のディスプレイが工夫されている。
- ・館内南側が他館に比べ暗い感じがした。貸出に影響するのではないかな。

(2) 石橋図書館

- ・静かに読書できる雰囲気がある。
- ・独自財源の確保に努力していることはよいことである。
- ・自館の特色を生かした資料の収集に努めてほしい。
- ・安定的な人材確保を望む。
- ・アンケートはますます重要になってくるので、積極的な対応を望む。
- ・自館の特性を踏まえた育成を望む。
- ・職員の対応に、笑顔が少ないように感じる。
- ・説明の際の声を大きく、数値などを使って詳しく説明してほしい。
- ・オープンカフェ的なスペースを考えてみては。
- ・貸出冊数の増加は大変良いことである。更なる目標の設定を望む。
- ・市街地にあっては、開館時間・閉館時間は妥当だと思う。
- ・入り口付近の展示は利用者の興味を引きつけ、よい考えである。
- ・延滞者を減少させたとあるが、延滞者の実情が明らかでない。
- ・職員全員でレファレンス内容を共有することは、大変良い。
- ・市民の関心のある事柄について講座等に積極的に取り入れ実践することはよい。
- ・講座開催の時、図書館の利用案内も合わせて行ってもよいのではないかな。

(3) 国分寺図書館

- ・市民ニーズ把握のためのアンケート実施はよいことである。
- ・対象者のニーズを掘り起こしてほしい。たとえば、宅配サービス・返却回収サービスなどがある。
- ・直営館と連絡を密にすることは重要である。
- ・できれば全員が司書資格者が好ましい。
- ・安定的な人材確保を望む。
- ・自館の特性を踏まえた育成を期待する。
- ・特色を生かした資料の収集を行ってほしい。
- ・利用者の問い合わせに丁寧、的確な対応ができるよう日頃から研鑽してほしい。
- ・イベントを積極的にやっていることはよいことだ。
- ・テーマコーナーが充実している。
- ・市民1人当たりの貸し出し点数を具体的に設定することも必要である。
- ・イベントに参加した子供たちが、図書館の利用者・理解者となることを信じてわかりやすい案内を望む。
- ・ボランティアグループの掲示を目につきやすい場所にしてほしい。
- ・学校への団体貸出をより強化してはどうか。
- ・他の2館と協力し合いより多くの雑誌・新聞の収集を望む。
- ・視聴覚室を使用したコンサート等は普段図書館を利用していない市民も参加するため、これを機に利用者の拡充に繋がり必要なことである。
- ・CD・DVDはレンタル業者とは違った視線での、選定をし、充実している。
- ・2階が主体なので、バリアフリーが必要である。
- ・乳幼児向け冊子の活用を期待する。

○図書館協議会委員による総評

(1) 南河内図書館

- ・南河内庁舎取り壊し工事による駐車場不足で利用者数が多少減少したが、貸出冊数において25年度を上回ることができたことは、一定の成果であると評価する。
- ・公民館に隣接するという利点を生かして、公民館の各部屋を借用し、ボランティア団体によるお楽しみ会や公民館講座とタイアップし、講座に添った図書資料の情報提供など相互に利用者の交流が図れるようにすることは良い試みである。

<課題>

- ・直営館として、子どもの読書環境の整備支援や学校・学校図書館との連携をさらに密にすることを望む。
- ・高齢者や障がい者の利用促進のため、PRが積極的ではなかったことは更なる改善点として取り組む必要がある。
- ・今後も、図書館ボランティア団体の活動支援やボランティア養成講座の継続により、ますます地域との協働を進めるなど、直営館としての重要な役割を十分に発揮されることを期待する。

(2) 石橋図書館

- ・利用者数・貸出冊数とも増加しているが、利用者数については上半期若干減少傾向にあった。
- ・文学講座等継続的な講座や地域を知るための下野学講座等特色ある講座を展開し、図書館新規利用者の拡大を図り、下半期は増加に転じたことは評価できる。
- ・静かに読書ができる雰囲気・環境が整い、コーナー展示も工夫されており、利用者増に繋がっている。
- ・自動販売機を設置し、収益金を必要備品購入等にあて、利用者の利便性の向上に繋がっている。

<課題>

- ・自館の特性を生かした地域資料の収集と安定的な人材の育成を望む。

(3) 国分寺図書館

- ・民間のノウハウを生かした各種イベントや講座、ディスプレイを工夫するなど、来館者に向けて活気ある図書館のイメージを作り出し、それに比例して貸出冊数も2年連続増加しており、評価に値する。

<課題>

- ・学校図書館への貸し出しの方法や、弱者ニーズの掘り起しなどにも創意工夫が必要である。
- ・今後も、自治医大との連携等、自館の特性を生かした図書館運営の推進が必要である。

＜下野市立図書館設置条例＞

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 85 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書及びその他必要な資料を収集し利用に供することを目的とし、下野市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館の活動を促進するため、必要があると認めるときは、閲覧所、配本所等を設置することができる。

(図書館協議会)

第 4 条 図書館の運営に関し、法第 14 条の規定に基づき、下野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、下野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 24 条例 14・一部改正)

(職員)

第 5 条 図書館に館長、司書、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第 6 条 教育委員会は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、その管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 図書館の利用に関する業務

(2) 図書館の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、図書館を適正に市民等の利用に供さなければならない。

(平 24 条例 23・追加)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 24 条例 23・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 19 日条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
下野市立南河内図書館	下野市田中 681 番地 1
下野市立石橋図書館	下野市大松山一丁目 7 番 3 号
下野市立国分寺図書館	下野市駅東三丁目 1 番 19 号

＜下野市立図書館運営規則＞

平成 18 年 1 月 10 日

教育委員会規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下野市立図書館設置条例(平成 18 年下野市条例第 85 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、下野市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要なことを定めるものとする。

(平 24 教委規則 2・一部改正)

(図書館奉仕)

第 2 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

(1) 図書館資料(図書、記録、新聞、雑誌、行政資料、郷土資料、視聴覚資料その他必要資料をいう。)の収集、整理及び保存

(2) 図書資料の閲覧及び貸出

(3) 読書案内及び読書相談

(4) 時事に関する情報、参考資料の紹介及び調査研究に対する援助

(5) 読書会、研究会、講演会、映写会、鑑賞会、資料の展示会等の主催及び奨励

(6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布

(7) 他の図書館、学校、公民館、研究所との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借

(8) その他図書館の目的達成のために必要な事業

(資料の提供)

第 3 条 市の機関は、その発行する刊行物その他の資料を無償で図書館に提供しなければならない。

(休館日)

第 4 条 石橋図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 金曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「国民の祝日等」という。)に当たるときは休館日としない。)

(2) 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 特別整理期間(毎年 1 回 5 日以内)

2 国分寺図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日等に当たるときは、休館日としない。)

(2) 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 特別整理期間(毎年 1 回 5 日以内)

3 南河内図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日等

(3) 年末年始

(4) 特別整理期間(毎年 1 回 10 日以内)

4 前 3 項の規定にかかわらず、図書館の管理上、特に必要がある場合は、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(平 19 教委規則 9・全改、平 25 教委規則 9・平 27 教委規則 10・一部改正)

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平 25 教委規則 9・一部改正)

(利用の制限)

第 6 条 この規則若しくは館長の指示に従わない者に対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第 7 条 利用者が、図書館資料若しくは設備、器具等を甚だしく汚し、又は破損し、若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

(貸出しの対象及び手続)

第 8 条 図書館の図書資料及び視聴覚資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とし、図書貸出登録申請書(様式第 1 号)を館長に提出し、利用者カード(様式第 2 号)の交付を受けた者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

(4) 市と図書館資料の広域貸出しについて、協定を締結した市町村の区域内に住所を有する者

2 前項の規定に該当しない者でも、館長が図書館奉仕に支障のない範囲で適当と認めた者に対し、利用

者カードを交付することができる。

(利用者カードの紛失及び異動事項の届出)

第9条 利用者カードの交付を受けている者は、利用者カードを紛失したとき、又は記載事項に変更を生じたときは、直ちに館長に届け出なければならない。

2 利用者カードが登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合、その責は登録者本人が負うものとする。

3 利用者カードの再交付を受ける場合は、利用者カード再発行依頼申込書(様式第3号)に、手数料を添えて申し込まなければならない。利用者カード1枚につき200円とする。

(資料の貸出冊数及び期間)

第10条 利用者が一度に貸出しを受けることができる図書館資料の数及び貸出し期間は、図書資料(図書館資料のうち視聴覚資料を除く資料をいう。以下同じ)にあつては10冊以内で14日以内、視聴覚資料にあつては2点以内で14日以内とする。この場合において、紙芝居は、図書資料として扱うものとする。

2 館長が特に必要があると認めるときは、貸出資料数及び貸出期間を別に指定することができる。

(平19教委規則9・全改)

(利用の停止等)

第11条 図書館資料の貸出を受けた者が貸出期間経過後、なお図書館資料を返納しないときは、督促を行い状況に応じ館長は、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

(複写の提供)

第12条 館長は、必要があると認めるときは、利用者の依頼により、その調査研究の用に供するため、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号の規定に基づき、図書館資料の複写を行い提供することができる。

(複写の申込)

第13条 複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写依頼申込書(様式第4号)に手数料を添えて申し込まなければならない。

(複写手数料)

第14条 複写の提供にあつては、下野市手数料条例(平成18年下野市条例第62号)の規定に基づき、複写手数料を徴収する。

2 下野市手数料条例第6条の規定により、手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、図書館資料複写手数料減免申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(貸出文庫)

第15条 図書館の目的を達成するため、館長が適当と認められた団体及び機関については、その要請に応じ、貸出文庫を実施することができる。

2 貸出文庫の管理運営に関し必要な事項は、下野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

(移動図書館)

第16条 地域の実情、必要性に応じ、図書の貸出その他の図書館奉仕を行うため、市内を巡回する移動図書館を実施することができる。

2 移動図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(館外貸出しを禁ずる図書資料)

第17条 次に規定する図書館資料については、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 参考図書
- (2) 館内において特に利用の多い図書
- (3) 貴重図書、貴重資料
- (4) 郷土資料、行政資料
- (5) レコード、ビデオテープ等視聴覚資料
- (6) その他館長が貸出しを不相当と認めたもの

(会議室及び視聴覚室の利用)

第18条 会議室、研修室、視聴覚室を利用しようとする者は、図書館利用申込書(様式第6号)により、館長の承認を受けなければならない。

2 会議室、研修室、視聴覚室の利用について、風俗を害し、又は秩序を乱すおそれのあるとき、又は営利を目的とするなど、管理上支障があると認められるときは、利用停止若しくは承認を取り消すことができる。

(資料の受贈及び受託)

第19条 図書館は、図書館資料の寄贈及び委託を受けることができる。

2 図書館に図書資料を委託しようとする者は、寄贈(委託)申込書(様式第7号)により館長の承認を得て現品を提供するものとする。

3 受託した図書館資料に対し、寄贈(委託)証(様式第8号)を発行し、他の図書館資料と同様な取扱いとする。

4 図書館は、委託資料が火災、盗難その他避けられない事情により汚損し、破損し、又は紛失してもその責は負わない。

(図書館協議会の組織等)

第20条 条例第4条に規定する下野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

3 会議は、委員長が招集する。

(読替規定)

第21条 条例第6条の規定に基づき、指定管理者の指定をした場合において、第5条第2項、第6条、第8条第1項及び第2項、第9条第1項、第10条第2項、第11条、第12条、第15条第1項、第17条、第18条第1項並びに第19条第2項中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平24教委規則2・追加)

(その他)

第22条 この規則の施行に関しその他必要な事項は、別に定める。

(平24教委規則2・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南河内町立図書館運営規則(昭和62年教育委員会規則第6号)、石橋町立図書館運営規則(昭和63年教育委員会規則第5号)又は国分寺町立図書館の設置に関する条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、従前の利用者カード(貸出カード・貸出券)を使用することができる。

附 則(平成19年6月18日教委規則第9号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月20日教委規則第2号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日教委規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日教委規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

＜下野市立図書館資料取扱規則＞

平成 18 年 1 月 10 日

教育委員会規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 下野市立図書館設置条例(平成 18 年下野市条例第 85 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する図書館における図書館資料の取扱いについては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「図書館資料」とは、下野市立図書館運営規則(平成 18 年下野市教育委員会規則第 21 号)第 2 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。

(平 24 教委規則 2・一部改正)

(購入)

第 3 条 館長は、図書館資料を購入しようとするときは、職員で構成する図書館資料選定会議に諮ることができる。

(分類及び排列)

第 4 条 図書館資料の分類及び排列は、日本十進分類法(社団法人日本図書館協会制定)によるものとする。ただし、これにより難いものについては、館長が別に定めるものとする。

(図書館資料の登録)

第 5 条 館長は、図書館資料を購入したときは、これを図書館資料データベースに登録しなければならない。

2 前項の規定は、寄贈された資料のうち図書館資料とするものについて準用する。

(図書館資料データベースの管理)

第 6 条 館長は、図書館資料データベースを管理し、図書館資料の出納及び保管の状況を明らかにしておかなければならない。

(図書館資料の除籍)

第 7 条 館長は、図書館資料が不用となったとき又は亡失したときは、これを図書館資料データベースから除籍することができる。

(図書館資料の保存協定)

第 8 条 館長は、教育長の承認を得て、他の図書館と図書館資料の保存について協定を締結することができる。

(読替規定)

第 9 条 条例第 6 条の規定に基づき、指定管理者の指定をした場合において、第 4 条、第 5 条及び第 6 条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平 24 教委規則 2・追加)

(適用除外)

第 10 条 第 3 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、条例第 6 条の規定により指定管理者を指定した場合については適用しない。

(平 24 教委規則 2・追加)

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 24 教委規則 2・旧第 9 条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 20 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

＜下野市立図書館資料取扱要領＞

平成 18 年 1 月 10 日

教育委員会訓令第 9 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、下野市立図書館運営規則(平成 18 年下野市教育委員会規則第 21 号。以下「規則」という。)第 2 条に定められた事業を行うため、収集に関する事項を定めることを目的とする。(平 24 教委訓令 4・一部改正)

(資料収集方針)

第 2 条 下野市立図書館は、すべての市民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条)施設であり、そのための資料(規則第 2 条第 1 号に定める図書館資料。以下「資料」という)の収集に当たっては「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会; 1979 年改訂)の精神を尊重し、自由、公平、公正の立場から現代的課題を踏まえた広範囲な資料収集に努めるものとする。

(平 24 教委訓令 4・一部改正)

第 3 条 収集の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本的人権の一つとして知る自由を持つ市民に必要な資料を収集する。
- (2) 市民の多様な要求に応えられるよう、あらゆる分野・主題にわたる資料を収集する。
- (3) 特に、郷土資料、行政資料及び地域に関する資料については積極的に収集する。
- (4) 新聞及び雑誌等の逐次刊行物を収集する。
- (5) CD、DVD 及びビデオ等の視聴覚資料を収集する。
- (6) 国際化、情報化及び高齢化等、社会の動向を的確に捉え、市民の需要を適切に反映させるとともに、長期的な利用も配慮し、組織的、効果的かつ系統的な資料構成になるように努める。

第 4 条 収集の原則は、次の掲げるものとする。

- (1) 図書館は、組織的、計画的な収集に当たり、この訓令の公開やリクエスト制度をもとに広範な市民の意見、要望を反映させる。
- (2) 特定の主義、主張に偏ることなく、公平、公正に収集する。
- (3) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立って収集する。
- (4) 著者の思想的、宗教的及び政治的な立場にとらわれることなく収集する。
- (5) 個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく収集する。
- (6) 図書館員の個人的関心や好みに偏ることなく収集する。
- (7) 学校図書館(室)との連携を考慮し必要に応じて備える。

(資料選定基準)

第 5 条 資料選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書については、次のとおりとする。
 - ア 選定に当たっては、市全体の蔵書構成を配慮しつつ各館での要求を満たすよう努める。
 - イ 利用頻度の高い資料は、複本を購入し提供する。
 - ウ 資料の古くなったものは、必要に応じ、より新しい内容のものに更新する。
 - エ 汚損、破損及び紛失によるものは、原則として次のものは補充しない。
 - (ア) 内容が古くなり、又は保存の必要が認められないもの
 - (イ) 他の資料によって代替えできるもの
 - (ウ) 複本のあるもので利用度の高くないもの
 - オ 児童書は、乳幼児から小学生までの各発達段階に応じた資料を収集する。
 - カ 青少年向けの図書については、中学生を主な対象とし、新鮮で魅力ある資料を収集する。
 - キ 一般図書は、市民の多様な要求に応えられるよう、すべての分野について入門書的なものから必要に応じて収集するよう努める。
 - ク 新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や各分野の受賞作品等も収集する。
 - ケ 参考図書は、調査研究の援助、参考事務の機能を果たすため広い分野について収集する。
 - コ 郷土・行政資料、郷土関連作家及び市内の学校や企業等の出版物、栃木県の関連資料をできる限り収集する。
 - サ 視覚障害者に配慮して、大活字本や点字図書・録音図書を収集する。
 - シ 外国語の図書は、英語を中心に収集し、その他外国語及び下野市と交流のある都市の外国語についても必要に応じて収集する。
- (2) 逐次刊行物については、次のとおりとする。
 - ア 新聞は、全国紙・地方紙(栃木県)の主なものを収集する。
 - イ 雑誌は、利用の需要を見ながら幅広い分野を収集する。市全体の収集雑誌を配慮しつつ、適宜見直しを行う。
 - ウ 郷土関連の雑誌は、寄贈を含めて幅広く収集する。

(3) 視聴覚資料については、次のとおりとする。

ア 音響資料(CD・MD・カセットテープ等)は、音楽・諸芸・文学・記録等の基礎的な作品を中心に収集する。

イ 映像資料(ビデオテープ・DVD)は、記録・文化・科学・美術・スポーツ・諸芸等の基礎的な作品、映画・アニメーションの主要な作品を収集する。

ウ その他、写真、ポスター・映画フィルム等の視聴覚資料は、必要に応じて収集する。

(4) その他の資料については、次のとおりとする。

ア パンフレットは、必要に応じて収集する。

イ 栃木県に関する地図・地図帳等の資料は、できる限り収集する。

ウ CD-ROMをはじめ、オンライン・データベースの導入などニューメディアを採用し、収集する。

2 資料は、図書館員の責任において選書、収集し、館長の決裁により決定する。

3 寄贈資料については、第1項に基づき受入を行う。

(平24教委訓令4・一部改正)

(除籍の決定)

第6条 館長は、図書館資料が次に該当するときは、除籍の決定をすることができる。この場合において、館長は、図書館協議会の意見を参考にしなければならない。

(1) 重複資料のうち、今後利用される見込みがないと認められるもの

(2) 新版又は改訂版の発行により、資料としての価値が減少したとき。

(3) 科学技術の発展又は社会情勢の変化により利用価値が低下したもの

(4) 汚損又は破損がきびしく、補修することが困難なもの

(5) 別に定められた保存期間を経過したもの

(6) 寄贈等で自館資料と重複し、又は収集方針に沿わないもの

(7) 貸出期間から2年を経過し、貸出を受けた者が所在不明等により回収不能であると認めたとき。

(8) 貸出中に、災害・事故等により紛失し、回収が不能であると認めたとき。

(9) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず貸出の期間から3年を経過しても回収不能なもの

(10) 蔵書点検の結果、引き続き3年以上所在不明なもの

(11) その他館長が、必要と認めたもの

2 図書館長は、除籍した資料を廃棄、又はリサイクル事業に活用することができる。

(リサイクル事業)

第7条 前条第2項に規定するリサイクル事業は、次により実施する。

2 この事業で対象とする資料は、次に掲げる資料とする。

(1) 図書館の資料で除籍の決定をした資料

(2) 寄贈された資料で、図書館の資料として受け入れない資料

3 次に掲げる方法の中で、館長が指定した方法で行う。

(1) 常設のリサイクルコーナーの設置

(2) リサイクル市の開催

(3) その他、リサイクルに関し、館長が必要と認める方法

4 リサイクル資料の提出は、これを無償とする。ただし、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 提供を受けた資料を転売しないこと。

(2) 提供を受けた資料を有償で貸出しないこと。

(3) その他館長が指定した事項

5 館長は、次に該当する者に対しては、資料を提供しないことができる。

(1) 前項の各号に掲げる条件に反した者

(2) その他館長が適当でないと認めたもの

(見直し)

第8条 この訓令は、必要に応じて見直しをするものとする。

(読替規定)

第9条 下野市図書館設置条例(平成18年下野市条例第85号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、指定管理者の指定をした場合において、第6条及び第7条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平24教委訓令4・追加)

(適用除外)

第10条 第5条第2項の規定は、条例第6条の規定に基づき指定管理者を指定した場合については適用しない。

(平24教委訓令4・追加)

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。
(平 24 教委訓令 4・旧第 9 条繰下・一部改正)

附 則

この訓令は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 19 日教委訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

＜公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）＞

文部科学省告示第七十二号

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成二十四年十二月十九日

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

＜ユネスコ公共図書館宣言＞

ユネスコ公共図書館宣言 1994年
UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。

6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

- * 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。
- * 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できるなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- * 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- * 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- * 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるよう、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

